

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令案について

1. 背景

- 第 217 回国会において成立した労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 63 号。以下「改正法」という。）によって、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年法律第 132 号）や雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号。以下「均等法」という。）が改正され、いわゆる「カスハラ」や「就活セクハラ」を防止するための事業主による雇用管理上の措置等が義務付けられた。これらの義務については、それぞれの法律において船員の特例が定められており、船員を雇用する事業主にも適用されることとなっている。
- 今般、改正法の施行に伴い、船員に関する雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則（昭和 61 年運輸省令第 1 号。以下「船員均等則」という。）等について、所要の改正を行うこととする。

2. 本省令の概要

（1）船員に関する雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則の一部改正

改正法による改正後の均等法第 37 条第 1 項の規定により読み替えて適用される同法第 13 条第 1 項（就活セクハラに対する雇用管理上の措置等）に規定される「求職者その他これに類する者として国土交通省令で定める者」として、以下のとおり定めることとする（船員均等則第 4 条の新設）ほか、条ずれ対応等を行う。

- ・ 事業主の実施する船員の採用に資する活動に参加する者
- ・ 乗船実習、操船実習その他の実習を受ける者

（2）その他所要の改正

以下の省令について、条ずれ等への対応を行う。

- ・ 船員職業安定法施行規則（昭和 23 年運輸省令第 32 号）
- ・ 船員に関する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成 3 年運輸省令第 36 号）
- ・ 船員に関する障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（平成 28 年国土交通省令第 22 号）
- ・ 船員に関する労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則（令和 2 年国土交通省令第 49 号）

3. スケジュール（予定）

公	布：令和 8 年 8 月下旬
施	行：令和 8 年 10 月 1 日（木）（改正法の施行の日）